

社債権者集会招集通知
(兼 社債権者集会参考書類)

2025 年 10 月 23 日

テクノプロ・ホールディングス株式会社
第 2 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
社債権者 各位

テクノプロ・ホールディングス株式会社
代表取締役社長兼CEO 八木 毅之

テクノプロ・ホールディングス株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社が 2021 年 10 月 26 日に発行した総額 50 億円の第 2 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（ISIN コード:JP354524BMA8）（以下「本社債」といいます。）について、下記のとおり、本社債の社債要項に定める償還金額並びに償還及び利息支払いの期限の条件変更を行う社債権者集会（以下「本社債権者集会」といいます。）を開催いたしますので、ご本人又は代理人にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、事前に書面による議決権行使を行うことができます。書面にて議決権を行使される場合には、下記手続をご参照の上、2025 年 11 月 19 日（当日午後 3 時必着）までに議決権行使書面（別紙 1）を当社までご送付くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 本社債権者集会の日時、場所、目的事項及び議案の内容

- (1) 日時 2025 年 11 月 20 日（木）午後 2 時
- (2) 場所 東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号六本木ヒルズ森タワー35 階
テクノプロ・ホールディングス株式会社 会議室
- (3) 目的事項 本社債の社債要項の一部を変更する件
- (4) 議案の内容 本社債の社債要項を、以下のとおり変更する。

（下線は変更箇所）

変更前	変更後
6. 償還金額 各社債の金額 100 円につき金 <u>100</u> 円	6. 償還金額 各社債の金額 100 円につき金 <u>100.164286</u> 円
8. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、 <u>2026</u> 年 <u>10</u> 月 <u>26</u> 日にその総額を償還する。 (以下省略)	8. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、 <u>2025</u> 年 <u>12</u> 月 <u>30</u> 日にその総額を償還する。 (以下省略)

9. 利息支払いの方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2022 年 4 月 26 日を第 1 回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年 4 月 26 日及び 10 月 26 日に各々その日までの前半か年分を支払う。ただし、半か年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半か年の日割でこれを計算する。 (以下省略)	9. 利息支払いの方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2022 年 4 月 26 日を第 1 回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年 4 月 26 日及び 10 月 26 日に各々その日までの前半か年分を支払う<u>ものとし、2025 年 10 月 27 日から償還期日までの利息は償還期日にこれを支払う。</u>ただし、半か年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半か年の日割でこれを計算する。 (以下省略)
---	--

2. 本社債権者集会を開催する理由（議案の提案理由）

既に公表されておりますとおり、2025 年 8 月 7 日から実施されたビー・エックス・ジェイ・イー・ツー・ホールディング株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び The Bank of New York Mellon（以下「本預託銀行」といいます。）に預託された当社株式を表章するものとして、本預託銀行により米国で発行されている米国預託株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立し、今後、本公開買付け及び 2025 年 11 月 20 日開催予定の当社臨時株主総会に付議される当社株式についての株式併合を含む一連の手続により、当社は公開買付者の完全子会社となり、当社株式は上場廃止となる予定です（以下「本非公開化予定」といいます。）。

本社債権者集会の議案は、本非公開化予定に鑑み、本社債について現在の償還期限に先立って償還を行うべく、社債権者の皆様に社債要項の変更をお願いするものであります。

なお、本社債における変更後の償還金額は、本社債の変更前の償還金額に、本社債の変更後の償還期日の翌日から、変更前の償還期日までの利息相当額を加算して算出してあります。

3. 本社債権者集会の決議要件及び議決権行使に向けた必要手続

本社債権者集会においては、会社法第 724 条第 1 項により、出席した議決権者の議決権の総額の 2 分の 1 を超える議決権を有する者の同意により、議案は可決されます。また、本社債権者集会の決議は、裁判所の認可を条件として効力を生じます。

議決権行使に向けた必要手続は、以下のとおりです。

(1) 議決権行使に先立つ 86 条証明書のご提示手続

本社債権者集会において議決権を行使される場合は、ご出席又は書面による議決権行使にかかわらず、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）第 86 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、本社債権者集会開催日の 1 週間前（2025 年 11 月 12 日（水）

必着。)までに、振替機関又は口座管理機関にてご発行いただく、振替法第 86 条第 3 項に規定する証明書(以下「86 条証明書」といいます。)を当社にご提示いただく必要がございます。

このため、以下(ア)及び(イ)のとおり、発行依頼先より 86 条証明書の発行を受けた上で、上記のご提示期限までに必要書類をご郵送くださいますようお願い申し上げます。

(ア) 86 条証明書の発行手続 (社債権者様と口座管理機関等との間の手続)

① 発行依頼先

本社債を保管する口座の開設先である口座管理機関又は振替機関

② 手続の期限

(イ) ③の 86 条証明書のご提示期限を考慮の上、お早目の手続をお願いいたします。

ご留意事項：

- ・ 86 条証明書の発行については、社債権者様において、上記(ア)①の発行依頼先に直接ご請求いただく必要がございます。当社でのご案内はいたしかねますので、手続の詳細につきましては、発行依頼先にお問い合わせください。
- ・ 86 条証明書の発行には時間を要することがありますので、ご注意ください。
- ・ 86 条証明書の発行後は、発行した口座管理機関に当該 86 条証明書が返還されるまでの間、当該 86 条証明書に係る本社債について譲渡、買入その他処分を行うことはできませんので、ご注意ください。

(イ) 86 条証明書のご提示手続 (社債権者様から当社へのご提示の手続)

① ご提出いただく書類

a. 86 条証明書 (正本)

b. 預り証発行依頼書 (別紙 2) (印鑑証明書で証明されるご実印にて押印ください。)

c. 履歴事項全部証明書 (法人の場合) 及び印鑑証明書 (本社債権者集会開催日の前 3 ヶ月以内の発効日のものをご用意ください。なお、既にご提出いただいている場合には不要です。)

② ご提出先

〒106-6135 東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号六本木ヒルズ森タワー35 階

テクノプロ・ホールディングス株式会社

経営企画部 企業法務室 社債権者集会担当 宛

③ ご提示期限

2025 年 11 月 12 日 (水) 必着

ご留意事項：

- ・ ご提示いただきました 86 条証明書につきましては、当社において本社債権者集会終了までの間お預かりさせていただき、引き換えに「預り証」を預り証発行依頼書に記載いただいた住所へ返送いたします。本社債権者集会にご出席の際は、当該「預り証」の原本のご提示をもって、86 条証明書の提示があったものとみなします。

(2) 議決権の不統一行使時の必要手続

会社法第 728 条第 1 項に基づく議決権の不統一行使をされる場合には、ご出席又は書面による議決権行使にかかわらず、次のとおり、下記③記載のご提出期限までに事前に必要書類をご郵送くださいますようお願い申し上げます。

① ご提出書類

a. 議決権の不統一行使通知（別紙 3）

・印鑑証明書で証明されるご実印にて押印ください。

b. 履歴事項全部証明書（法人の場合）及び印鑑証明書

・本社債権者集会開催日の前 3 ヶ月以内の発行日のものをご用意ください。なお、既にご提出いただいている場合には不要です。

② ご提出先

〒106-6135 東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号六本木ヒルズ森タワー35 階

テクノプロ・ホールディングス株式会社

経営企画部 企業法務室 社債権者集会担当 宛

③ ご提出期限

2025 年 11 月 16 日（日）必着、又は事前に書面にて議決権行使されるときいずれか早い日まで

ご留意事項：

- ・会社法第 728 条第 2 項に定める「他人のために社債を有する」場合に該当しない社債権者様の議決権の不統一行使はお断りさせていただきます。
- ・議案に対する賛及び否の議決権の額の合計額が議決権の額（保有する社債の元本総額）を下回った場合には、当該差額分は、不行使として取り扱います。

(3) 書面にて議決権を行使される場合の必要手続

本社債権者集会への当日出席に代えて、事前に書面をもって議決権を行使することができます。書面による議決権行使を希望される場合には、以下のとおり、下記③記載のご提出期限までに必要書類をご郵送くださいますようお願い申し上げます。

① ご提出書類

a. 議決権行使書面（別紙 1）

・議決権行使書面に本議案の賛否を表示し、印鑑証明書で証明されるご実印にて押印ください。

b. 履歴事項全部証明書（法人の場合）及び印鑑証明書

・本社債権者集会開催日の前 3 ヶ月以内の発行日のものをご用意ください。なお、既にご提出いただいている場合には不要です。

c. 預り証（原本）

・確認後、預り証発行依頼書に記載いただいた住所へ返送いたします。

- ・上記(1)記載の議決権行使に先立つ 86 条証明書のご提示を書面による議決権行使と併せて行うことをご希望の場合は、預り証（原本）に代えて、86 条証明書（正本）及び預り証発行依頼書（別紙 2）をご提出いただくことも可能であり、その場合には、確認後、当社より、預り証を預り証発行依頼書に記載いただいた住所へ返送いたします。但し、その場合には、上記(1)（イ）「86 条証明書のご提示手続」記載の 86 条証明書のご提示期限である 11 月 12 日（水）（必着）までにお送りください。

② ご提出先

〒106-6135 東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号六本木ヒルズ森タワー35 階
テクノプロ・ホールディングス株式会社
経営企画部 企業法務室 社債権者集会担当 宛

③ ご提出期限

2025 年 11 月 19 日（水）午後 3 時必着

ご留意事項：

- ・ 書面にて議決権行使をされる場合も、86 条証明書をご提示いただく必要がございます。86 条証明書のご提示期限は 2025 年 11 月 12 日（水）必着となりますので、ご注意ください(上記「(1) 議決権行使に先立つ 86 条証明書のご提示手続」をご参照ください)。
- ・ 同一の社債権者様が同一の議案につき重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときは、その議決権の行使は、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱います。ただし、議決権の行使内容が異なる各議決権行使書面の到達の先後関係が不明の場合は、議決権行使書面に賛・否・不統一行使のいずれの表示もない場合として取り扱います。
- ・ 議決権行使書面に賛・否・不統一行使のいずれの表示もない議決権行使書面が当社に提出された場合、議案に賛成の意思表示があったものとして取り扱います。
- ・ 議決権行使書面に記載されている議決権の額と本社債権者集会時の保有金額（86 条証明書に記載されている金額）に相違がある場合には、後者の金額を議決権の額として取り扱います。

(4) 本社債権者集会に出席して議決権を行使される場合の必要書類

本社債権者集会に出席して議決権を行使される場合には、以下の必要書類をご持参くださいますようお願い申し上げます。

a. 議決権行使書面（別紙 1）

- ・ 議決権行使書面に本議案の賛否を表示し、印鑑証明書で証明されるご実印で押印ください。

b. 預り証（原本）

c. 委任状（別紙 4）※代理人様をご出席される場合のみ

- ・ 印鑑証明書で証明されるご実印にて押印ください。

d. 本人確認書類

- ・ 社債権者様が法人の場合、来場される当該法人の役職員様の社員証又は名刺（2 枚）

- ・社債権者様が個人の場合、社債権者様ご本人の運転免許証等、公的機関発行の個人住所の記載のある本人確認可能な書類をご持参ください。
- ・代理人様にご出席される場合は、代理人様の本人確認書類をご用意ください。

e. 印鑑証明書

- ・本社債権者集会開催日の前 3 ヶ月以内の発行日のものをご用意ください。なお、既にご提出いただいている場合には不要です。

(5) 86 条証明書の返却手続

お預かりした 86 条証明書は、本社債権者集会終了後に、受付にて預り証（原本）と引き換えにご返却させていただきます。書面にて議決権を行使された場合など、上記にてご返却できない場合は、本社債権者集会開催日の翌日以降に、預り証発行依頼書に記載いただいた住所へ郵送にてお送りします。

4. ご参考：本社債権者集会に関する日程概要

本社債権者集会に関する日程概要は、下表記載のとおりです。

	手続	日程(期限等)	備考
1	振替機関又は口座管理機関との 86 条証明書の発行手続	本表 2 の提示期限までに当社に提示いただけるよう、86 条証明書の発行に係る手続をお願いいたします。	本書 3(1) (ア)「86 条証明書の発行手続」をご参照の上、本社債の保管口座を開設した振替機関又は口座管理機関へお問い合わせください。
2	86 条証明書の当社への提示	11 月 12 日 (水) まで (必着)	本書 3(1) (イ)「86 条証明書のご提示手続」をご参照の上、手続をお願いいたします。
3	議決権の不統一行使 通知の提出 ※希望される場合のみ	11 月 16 日 (日) まで (必着)	議決権の不統一行使をご希望の社債権者様は、本書 3(2)「議決権の不統一行使時の必要手続」をご参照の上、手続をお願いいたします。
4	書面による議決権行使 ※希望される場合のみ	11 月 19 日 (水) 午後 3 時まで (必着)	書面による議決権行使をご希望の社債権者様は、本書 3(3)「書面にて議決権を行使される場合の必要手続」をご参照の上、手続をお願いいたします。 なお、書面にて議決権を行使される場合も、本表 2 の期限までに 86 条証明書をご提示いただく必要がありますので、ご注意ください。
5	本社債権者集会への出席及び議決権行使	11 月 20 日 (木)	本社債権者集会での議決権行使をご希望の社債権者様は、本書 3(4)「本社債権者集会に出席して議決権を行使される場合の必要書類」に記載の必要書類をご持参ください。

注) 本社債権者集会において議案どおり決議が成立した場合は、この決議について裁判所の認可を経た後、全ての社債権者様に対して効力を有するものとなります。この場合、遅滞なく電子公告を行います。

5. 本件に関するお問い合わせ先

本社債権者集会に関する各種お問い合わせは、下記までお問い合わせください。

〒106-6135

東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号六本木ヒルズ森タワー35 階

テクノプロ・ホールディングス株式会社

経営企画部 企業法務室 社債権者集会担当

電話番号：03-6385-7998（受付時間：平日午前 9 時～午後 6 時）

自動アナウンスが流れますので、「株主・投資家の皆さま」をご選択ください。

E-mail：kigyohomu-thd@technopro.com

議決権行使書面

2025 年 月 日

招集者兼社債発行会社
テクノプロ・ホールディングス株式会社 御中

社債権者

住所

氏名・商号

代表者名

預り証番号：



(実印)

[代理人により当日ご出席の場合]

代理人住所

代理人氏名

※代理人により当日ご出席の場合は、委任状を必ずご持参ください。

2025 年 11 月 20 日に開催されるテクノプロ・ホールディングス株式会社第 2 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（ISIN コード：JP354524BMA8）（以下「本社債」といいます。）に係る社債権者集会（以下「本集会」といいます。）の下記議案につき、下記のとおり書面をもって議決権を行使します。なお、延期により延会又は続行により継続会となった場合にも、下記のとおり議決権を行使します。

記

- 議案：社債の要項の一部を変更する件
- 行使する議決権の額： _____ 億円（保有する本社債の元本総額）
- 議決権行使の内容（賛・否いずれかに○を記載してください）

議案に対する賛否	賛 ・ 否
----------	-------

不統一行使を行う場合は、上記「議案に対する賛否」には○をせず、以下の「裏面のとおり不統一行使を行う」の空欄に○をし、裏面に行使の内容を記入してください。

裏面のとおり不統一行使を行う	
----------------	--

＜議決権の不統一行使の内容＞

議案	議案に対する賛・否の議決権の額		
	賛	否	合計
	億円	億円	億円

[不統一行使の内容の記載における注意事項]

- ・ 「3. 議決権行使の内容」にて、「裏面のとおり不統一行使を行う」の空欄に○をしている場合にご記入ください。○がない場合は、裏面の記載内容は全て無効とさせていただきます。
- ・ 議案に対する賛及び否の議決権の額の合計が議決権の額（保有する本社債の元本総額）を下回った場合には、当該差額分は不行使となり、行使議決権の額に算入されません。

以上

(留意事項)

- (1) 本書は、本集会にて議決権を行使いただく際に必要となりますので、社債権者様の住所、氏名又は商号、代表者名（法人の場合）、預り証の番号及び行使する議決権の額（保有する本社債の元本総額）を事前に記載いただき、印鑑証明書で証明されるご実印をご捺印の上、本集会の開催日に必ずご持参いただきますようお願い申し上げます。
- (2) 本集会の当日ご出席いただけない場合は、「社債権者集会招集通知（兼 社債権者集会参考書類）」をご参照の上、本書に日付、社債権者様の住所、氏名又は商号、代表者名（法人の場合）、預り証の番号、行使する議決権の額（保有する本社債の元本総額）及び議決権行使の内容をご記入いただき、印鑑証明書で証明されるご実印をご捺印の上、履歴事項全部証明書（法人の場合）、印鑑証明書及び預り証の原本と併せて、2025 年 11 月 19 日（水）午後 3 時（必着）までに、同招集通知記載の提出先まで郵送にてご提出ください（もっとも、「社債権者集会招集通知（兼 社債権者集会参考書類）」記載のとおり、議決権行使に先立つ 86 条証明書（社債、株式等の振替に関する法律第 86 条第 3 項に規定する証明書）のご提示を本書による議決権行使と併せて行うことをご希望の場合は、預り証に代えて、86 条証明書（正本）及び「預り証発行依頼書」をご提出いただくことも可能です。ただし、その場合には、86 条証明書のご提示期限である 11 月 12 日（水）（必着）までにお送りください。）。なお、既に履歴事項全部証明書（法人の場合）及び印鑑証明書をご提出いただいている場合には、重ねてご提出いただく必要はございません。
- (3) 同一の社債権者様が同一の議案につき重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときは、その議決権の行使は、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱います。ただし、議決権の行使内容が異なる各議決権行使書面の到達の先後関係が不明の場合は、議決権行使書面に賛・否・不統一行使のいずれの表示もない場合として取扱います。
- (4) 議決権行使書面に賛・否・不統一行使のいずれの表示もない議決権行使書面が当社に提出された場合、議案に賛成の意思表示があったものとして取り扱います。
- (5) 本書「2. 行使する議決権の額」に記載いただいた議決権の額と、本社債権者集会時の保有金額（社債、株式等の振替に関する法律第 86 条第 3 項に規定する証明書（86 条証明書）に記載されている金額）に相違がある場合には、後者の金額を議決権の額として取り扱います。
- (6) 議決権の不統一行使を行う場合には、「社債権者集会招集通知（兼 社債権者集会参考書類）」をご参照の上、2025 年 11 月 16 日（日）（必着）までに、「議決権の不統一行使通知」を同招集通知記載の提出先まで、同招集通知記載の必要書類とともに、郵送にてご提出ください。

預り証発行依頼書

社債発行会社

テクノプロ・ホールディングス株式会社 御中

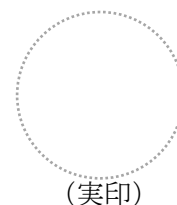
2025 年 月 日

社債権者

住所

氏名・商号

代表者名



(実印)

2025 年 11 月 20 日に開催されるテクノプロ・ホールディングス株式会社第 2 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（ISIN コード：JP354524BMA8）（以下「本社債」といいます。）に係る社債権者集会（延期による延会又は続行による継続会を含み、以下「本社債権者集会」といいます。）における議決権行使のため、社債、株式等の振替に関する法律第 86 条第 3 項の規定による証明書（以下「86 条証明書」といいます。）通（内容：額面総額合計 億円）を提出いたしますので、預り証の発行をお願いいたします。また、本社債権者集会が開催された場合、又は、本社債権者集会の開催が取止めとなった場合には、速やかに 86 条証明書をご返却くださいますようお願いいたします。

なお、預り証及び 86 条証明書を郵送にて送付する際は、下記ご連絡先へ送付をお願いいたします。

記

〈ご連絡先〉

氏名・商号	
住所	
電話番号	
担当部署	
担当者名	

以上

議決権の不統一行使通知

社債権者集会招集者

テクノプロ・ホールディングス株式会社 御中

2025 年 月 日

社債権者

住所

氏名・商号

代表者名



2025 年 11 月 20 日に開催されるテクノプロ・ホールディングス株式会社第 2 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（ISIN コード：JP354524BMA8）に係る社債権者集会（延期による延会又は続行による継続会を含み、以下「本社債権者集会」といいます。）において、会社法第 728 条第 1 項に基づき、下記のとおり議決権を不統一行使（一部行使を含む。）する場合がありますのでご通知いたします。

記

1. 議決権不統一行使の理由

2. 議決権不統一行使の方法

議決権行使書面の「議決権の不統一行使の内容」に記載する。

以上

（留意事項）

- 議決権の不統一行使を行う場合は、「社債権者集会招集通知（兼 社債権者集会参考書類）」をご参照の上、2025 年 11 月 16 日（日）（必着）又は事前に書面にて議決権行使される時のいずれか早い日までに、本通知書を、履歴事項全部証明書（法人の場合）及び印鑑証明書（社債権者集会開催日の前 3 ヶ月以内の発行日のもの）とともに、同通知記載の提出先まで郵送にてご提出ください。なお、履歴事項全部証明書（法人の場合）及び印鑑証明書につきましては、既にご提出いただいている場合には、重ねてご提出いただく必要はございません。
- 当社は、社債権者様が会社法第 728 条第 2 項に定める「他人のために社債を有する」場合に該当しない議決権の不統一行使については拒むことができます。

委 任 状

社債権者集会招集者

テクノプロ・ホールディングス株式会社 御中

私は、_____を私の代理人と定め、2025 年 11 月 20 日開催のテクノプロ・ホールディングス株式会社第 2 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（ISIN コード：JP354524BMA8）に係る社債権者集会（延期による延会又は続行による継続会を含むものとし、以下「本集会」といいます。）に関し、下記の事項を委任いたします。

記

- 一、本集会に私を代理して出席する件
- 一、本集会において私を代理して議決権を行使する件
- 一、復代理人の選任の件
- 一、その他上記に関連して代理人が必要と認める一切の行為を行う件

以 上

2025 年 月 日

議決権の額 _____ 円

社債権者

住 所

氏名・商号

預り証番号：

代表者名 _____



(実印)